

社会福祉法人 聖光愛育会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖光愛育会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。役員等とは、評議員・評議員選任解任委員・苦情解決第三者委員等を含む。

2 報酬は、会議出席報酬、法人業務報酬、出張業務報酬、監事監査報酬等とする。

(支給基準)

第3条 報酬は、役員等の職務執行の対価として支払われるものであり、その地位にあることのみによっては支給されない。

2 報酬の支給額は、一人当たりの月額が 30,000 円を超えない範囲とし、法人の財政状況等を勘案して、別表に定めることとする。

3 報酬の上限額について、理事長は年額 360,000 円まで、他の理事は 1 人あたり年額 60,000 円まで、監事は 1 人あたり年額 120,000 円まで、評議員は 1 人あたり年額 10,000 円までとする。但し、法人の財政状況等に応じて、評議員会の議を経た上で、前項の支給額とともに適宜見直すことができる。

(役員等の会議出席報酬等)

第4条 役員等が理事会・評議員会・評議員選任解任委員会等の会議（以下「会議等」という）に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員等が、理事会等と同一日に開催される他の会議等に連続して出席したときは、どちらか一方の会議出席報酬及び実費弁償費のみを支払う。

3 理事会等の開催日と同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、別表 1 による会議出席報酬及び実費弁償費のみを支払う。ただし、苦情解決第三者委員による苦情解決のための業務は除く。

4 理事長及び監事が、所轄庁による法人及び施設の指導監査等に立ち会ったときは、会議出席報酬を適用する。

(役員等の業務報酬等)

第5条 理事が、会議等出席以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 監事が、会議等出席以外の日において、運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により監事監査報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 苦情解決第三者委員が法人及び施設に係る苦情解決のための業務にあたった場合は、中立性確保のため原則無報酬とする。ただし、旅費等を含む実費弁償費は支払うことができる。また、苦情解決第三者委員が、法人及び施設の苦情解決業務に資する研修等を受講する場合

にも、受講料等を含む実費弁償費を支払う。

(出張業務報酬及び旅費等)

第 6 条 役員等が、法人業務のため出勤、用務のため出向、または法人業務に資する研修等のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支給することができる。

2 旅費は原則として実費を支給するが、自家用車利用の場合は別表 3 による計算額とする。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 当法人の加盟する関係団体等が主催する会議・研修等に出張し、主催者から旅費等が支給されない場合は、実情を考慮して旅費及び業務遂行に必要な経費を支給することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

6 旅行命令、旅費の請求手続等については、水沢保育園旅費規程を準用する。ただし、苦情解決第三者委員が、法人及び施設の苦情解決業務にあたる場合は、旅行命令を不要とする。

(兼務役員)

第 7 条 施設の職員を兼務する役員には、施設の職員としての業務（事務局員として会議等に加わる場合を含む）を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第 8 条 役員等の職務証跡資料として、別表 4 の様式に準じた記録を作成し保存するものとする。
ただし、無報酬の職務に対する証跡は任意とする。また、役員等の理事会等への出席の証跡は議事録をもって、監事の監査業務の証跡は監査報告書をもって、それぞれ代える。

(報酬の支払方法)

第 9 条 役員等への報酬等の支払いは、都度現金払いを原則とするが、前条の職務証跡によって、役員等の報酬日額を月ごとに 20 日締めで合算し、月払いの銀行振り込み等とすることもできる。

(規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

本規程は 2017(平成 29)年 6 月 10 日より施行し、従前の「役員旅費規程」は廃止する。

付則

本規程は 2018(平成 30)年 6 月 16 日より施行する。

付則

本規程は 2019(平成 31)年 6 月 15 日より施行する。

付則

本規程は 2021(令和 3)年 6 月 12 日より施行する。

付則

本規程は 2024(令和 6)年 6 月 15 日より施行する。

別表 1 会議出席報酬及び実費弁償費

	報酬日額	旅費	経費等
理事長	4,000 円(+源泉税)	別表 3 による	実費
理事	2,000 円(+源泉税)	別表 3 による	実費
監事	3,000 円(+源泉税)	別表 3 による	実費
評議員	1,000 円(+源泉税)	別表 3 による	実費
評議員選任解任委員	1,000 円(+源泉税)	別表 3 による	実費
苦情解決第三者委員	1,000 円(+源泉税)	別表 3 による	実費

別表 2 法人業務報酬及び実費弁償費

	報酬日額	旅費	経費等
理事長（定款等に定める理事長職務等）	1,000 円(+源泉税)	別表 3 による	実費
役員（各理事の職務・監事の随時監査等）	1,000 円(+源泉税)	別表 3 による	実費
監事（定期監査・決算監査）	5,000 円(+源泉税)	別表 3 による	実費
苦情解決第三者委員（苦情解決業務）	無報酬	別表 3 による	実費

別表 3 出張業務報酬・旅費及び実費弁償費

出張業務報酬日額	市内	1,000 円(+源泉税)	4 時間以下の場合は半額
	県内市外	2,000 円(+源泉税)	4 時間以下の場合は半額
	県外(盛岡より遠い県内含む)	3,000 円(+源泉税)	4 時間以下の場合は半額
旅費：交通機関利用	旅客運賃	実費	通常料金による
	特急料金	実費	片道 50km 以上
	座席指定料金	実費	県外(盛岡より遠い県内含む)
旅費：自家用車利用	30 円/km	計算額	車種等問わず 10 円未満切捨
	高速道路通行料	実費	片道 50km 以上
	有料道路等通行料	実費	経路上必要な場合
	駐車料	実費	駐車料を要する場合
宿泊費補助	1 泊 12,000 円以内	実費	夕食・朝食含む
弁当代補助	1 食 1,000 円以内	実費	午前・午後をまたぐ場合
経費等		実費	研修受講料等含む

別表 4 役員等職務証跡（参考様式）

年 月 日～ 月 日					氏名	職名			
年	月	日	曜	時間	職務内容	報酬	実費弁償		確認印
							旅費	経費等	
				自 至					
				自 至					
				自 至					